

添田町水道事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 添田町水道事業（以下「水道事業」という。）における水道料金の事業について、識見を有する者、水道使用者等から広く意見を聴取することを目的に、添田町水道事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、添田町水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）に意見書を提出するものとする。

- (1) 添田町の水道料金の見直しに関すること。
- (2) その他、管理者が水道事業の運営に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

- (1) 水道行政に精通する者
- (2) 行政運営に識見を有する者
- (3) 町内の公共的団体の代表者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から所掌事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議での発言又は必要な資料等の提供を求めることができる。
- 4 会議は、原則として公開する。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席したときは、添田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条の規定に準じ、報償費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、添田町水道課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会が定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、委員会が意見書を管理者に提出したときをもって廃止する。